

鈴鹿市ふれあいセンター条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 8 号

鈴鹿市ふれあいセンター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿市ふれあいセンター条例（平成 6 年鈴鹿市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

(休館日)

第 3 条 学習会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 ふれあいホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日であるときは、その翌日）
- (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める日

(使用時間及び利用時間)

第 4 条 センターの使用時間及び利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを変更することができる。

区分	時間
使用時間	午前 9 時から午後 9 時30分まで
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで

(業務報告)

第5条 館長は、毎日の業務を明らかにする日誌を備え、毎月報告書を作成し、業務に関する事項を市長に報告するものとする。

（使用許可の申請）

第6条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、鈴鹿市ふれあいセンター使用許可（使用料減免）申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、ふれあいホールの使用の許可を受けようとする者は、使用日の属する月の6月前の月において市長が指定する日から使用日の5日前までに許可申請書を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、許可申請書に管理上必要な書類を添付させることができる。

（使用の許可）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、その使用が適当であると認めたときは、鈴鹿市ふれあいセンター使用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付する。

2 条例第5条第1項の許可は、申請の順序により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用料の減免）

第8条 条例第8条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、減免の可否を決定し、許可書により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用の変更及び取消し）

第9条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、鈴鹿市ふれあいセンター使用変更（取消し）許可申請書（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、使用の変更又は取消しを許可し、鈴鹿市ふれあいセンター使用変更（取消し）許可書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

第10条 市長は、条例第10条の規定により使用の許可を取り消し、その効力を停

止し、又はその条件を変更するときは、鈴鹿市ふれあいセンター使用許可取消し（停止、使用条件の変更）通知書（第5号様式）により使用者に通知するものとする。

（特別設備の設置等の承認）

第11条 条例第11条の許可を受けようとする者は、あらかじめその内容を記載した仕様書を許可申請書に添付して市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第12条 使用者又は利用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けた目的を変更し、又は付された条件に違反しないこと。
- （2） 許可なく所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （3） 許可なく館内に掲示、貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- （4） センター内外を不潔にしないこと。
- （5） 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （6） 使用が終わったときは、火気の始末を確かめ、施設の清掃及び器具の整理をすること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、センター職員の指示に従い、管理運営上支障を来すような行為をしないこと。

（施設等の損傷の届出）

第13条 使用者又は利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに理由を付して市長に届け出なければならない。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条、第 8 条関係）

鈴鹿市ふれあいセンター使用許可（使用料減免）申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者 住所
団体名
氏名（代表者）
電話

使 用 目 的			使 用 予 定 人 員	約 人		
使 用 日 時	年 月 日（曜）	使用施設名	使 用 時 間 区 分			
			午前	午後	夜間	全日
	・ ・ （ ）					
	・ ・ （ ）					
	・ ・ （ ）					
会 場 責 任 者	住 所					
	氏 名	電 話				
減 免 理 由						

以下は、記入しないでください。（単位 円）

使 用 料	使 用 施 設 名					総 計
	使 用 料					
	減 免 額					
	冷 暖 房					
	納 付 額					
使 用 料 の 減 免	☐ しない ☐ する （条例第 8 条第 2 項による。）					

決 裁 欄		課長	係
起案	年 月 日		
決裁	年 月 日		

使 用 料 受 領 日
年 月 日
許 可 番 号
第 号

第 2 号様式（第 7 条、第 8 条関係）

（表）

鈴鹿市ふれあいセンター使用許可書													
年 月 日													
様													
鈴鹿市長 印													
許 可 番 号		第 号											
使 用 目 的					使用予定人員		約 人						
使 用 日 時		年 月 日（曜）		使用施設名		使 用 時 間 区 分							
						午前		午後		夜間		全日	
		・ ・ （ ）											
		・ ・ （ ）											
		・ ・ （ ）											
会 場 責 任 者		住 所											
		氏 名		電話									
使 用 料 (単位 円)													
使 用 料		使用施設名								総 計			
		使 用 料											
		減 免 額											
		冷 暖 房											
		納 付 額											
使用料の減免		☐ しない ☐ する （条例第 8 条第 2 項による。）											
減免をしない理由													
備考 （1） 鈴鹿市ふれあいセンター条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。 （2） 使用後は、設備等を原状回復し、係員の点検を受けてください。													

(裏)

使 用 者 の 心 得

- 1 使用開始前に使用許可書をふれあいセンター（学習会館又はふれあいホール事務所）へ提示してください。
- 2 使用者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 収容人員は、定数を守ること。
 - (2) 許可なく所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
 - (3) 許可なく所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。ただし、使用目的上どうしても必要なときは、使用日の10日前までに届け出て市長の承認を得ること。
 - (4) 許可なく館内にピン打ち、釘打ち、テープ貼り等をしないこと。
 - (5) センター及び敷地内で飲食が必要な場合は、事前に市長の承認を得て所定の場所の指示を守ること。
 - (6) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (7) 許可を受けた場所以外の場所を使用し、又は許可を受けた設備器具以外のものを使用しないこと。
 - (8) 使用が終わったときは、火気の始末を確かめ、施設の清掃及び器具の整理をすること。
 - (9) その他係員の指示に従い、管理運営上支障を来すような行為をしないこと。
- 3 次に該当するときは、使用の許可の効力を停止し、又は使用の許可を取り消すことがあります。
 - (1) 使用許可申請書に偽りの記載があったとき。
 - (2) 使用許可の条件又は目的に違反したとき。
 - (3) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (4) センターの施設又は設備を破損するおそれのあるとき。
 - (5) 管理運営上支障があると認められるとき。
 - (6) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
 - (7) 関係条例等に違反したとき。
 - (8) その他市長が不適當と認めるとき。
- 4 使用中にセンターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、使用者はこれを原状回復し、その損害を賠償しなければなりません。

第 3 号様式（第 9 条関係）

鈴鹿市ふれあいセンター使用変更（取消し）許可申請書

（宛先）

年 月 日

申請者 住所
団体名
氏名（代表者）
電話

鈴鹿市ふれあいセンター条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、鈴鹿市ふれあいセンター使用変更（取消し）許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更（取消し）理由			
変更内容			

下欄は、記入しないでください。

使用料の精算	変更	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料
		円	円	円
	取消し	既納使用料	徴収金	還付金
		円	円	円
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	
			第 号	

備考 使用許可書を添付してください。

上記のとおり使用変更（取消し）を許可いたしたい。

決 裁 欄	起案	年 月 日	課長	係
	決裁	年 月 日		

第 4 号様式（第 9 条関係）

鈴鹿市ふれあいセンター使用変更（取消し）許可書

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました鈴鹿市ふれあいセンター使用変更（取消し）について、鈴鹿市ふれあいセンター条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により下記のとおり許可します。

記

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更（取消し）理由			
変更内容			

使用料の精算	変更	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料
		円	円	円
	取消し	既納使用料	徴収金	還付金
		円	円	円
受付年月日	年 月 日		許可年月日	年 月 日
				第 号

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

鈴鹿市ふれあいセンター使用許可取消し（停止、使用条件の変更）通知書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付け第 号で許可した鈴鹿市ふれあいセンターの使用について、下記のとおり取消し（停止、使用条件の変更）をしたので、鈴鹿市ふれあいセンター条例施行規則第 1 0 条の規定により通知します。

記

区 分			
取消し（停止、使用条件の変更）の内容			
申 請 年 月 日		年 月 日	
申 請 者	住 所		
	団 体 名 及 び 氏 名 又 は 代 表 者		電 話
使 用 目 的			
使 用 日 時			
使 用 施 設			
取消し（停止、使用条件の変更）の理由			
備 考			